

体調不良者発生時の対応について (新型コロナウイルス感染拡大防止のために)

国立淡路青少年交流の家
第1版 令和2年5月8日
令和2年5月28日一部改訂
令和2年7月5日一部改訂
※最新の改訂箇所にはマーカー

施設をご利用いただくにあたり、下記の内容にご協力をお願いいたします。

以下の事項は、感染拡大の状況や国・兵庫県の要請などに応じて変更となる場合があります。

記

- ・利用期間中に貴団体内に次の症状の体調不良者が発生した場合は、新型コロナウイルス発症ならびにクラスター発生の可能性があるため、速やかに全員の退所をお願い致します。

症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5度以上の発熱、平熱比+1度以上の発熱
咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

- ・体調不良者については保護者等にご連絡いただき、交通手段を手配のうえ帰宅をお願い致します。
- ・体調不良者が発生した時は、代表者が必ず内線電話や携帯電話を用いて（事務所へお越しにならず）次の内容を事務室へご申告ください。

申告先：内線（330）、外線（0799-55-2695）

申告内容：団体名、体調不良者氏名、症状（体温など）、宿泊室、同室者の人数・氏名、待機場所、入所からの行動履歴

- ・体調不良者が発生した場合に備えて、多めに宿泊室を割り振っています。職員の指示に従って体調不良者と同室の方全員の隔離をお願い致します。
- ・退所後の体調不良者の経過（診断結果など）について、交流の家まで必ずご連絡ください。
- ・**退所後10日間に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、交流の家まで必ずご連絡ください。**

※体調不良者が発生した場合は、同日ご利用中の団体の代表者へご連絡差し上げます。

ただし、個人情報は一切開示いたしません。

※医務室のご利用につきましては、当面の間外傷者対応のみとさせていただきます。

以上

《体調不良者発生時の対応フロー》

